

集合住宅（マンション等）に関する 地域防災の取組み

世田谷総合支所
地域振興課

集合住宅（マンション等）に関する地域防災の取組み

1 防災区民組織

- ・防災区民組織活動奨励金の交付
- ・防災資機材の整備の助成

2 防災活動の紹介

防災訓練、防災啓発物品

防災区民組織とは

災害対策基本法第2条の2 第2項では、地方公共団体は自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）が自発的に行う防災活動を促進することを災害対策の基本理念とすると規定されており、

区では世田谷区災害対策条例において、「防災区民組織」を「災害から地域社会を守るために町会等を基礎として区民が自主的に結成した組織をいう」として、その活動を支援している

想定されている活動は、

参考資料：総務省消防庁資料「自主防災組織の手引き」

平常時	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 防災知識の普及・啓発<input type="checkbox"/> 地域の災害危険箇所の把握<input type="checkbox"/> 防災訓練<input type="checkbox"/> 家庭の安全点検<input type="checkbox"/> 防災資機材等の整理 など	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達<input type="checkbox"/> 出火防止と初期消火<input type="checkbox"/> 被災住民の救出・救護<input type="checkbox"/> 避難及び避難所運営<input type="checkbox"/> 給食・給水 など

世田谷区においては、町会・自治会や商店街、マンション管理組合等が「防災区民組織」を結成している

防災区民組織に対する区の助成事業

区では、登録された防災区民組織を育成し、その活動を支援するため、下記の2つの制度を運用している（「防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱」による）

1 防災区民組織活動奨励金の交付

2 防災資機材の整備の助成

参考補足

都における「東京とどまるマンション普及促進事業補助金」事業は、いわゆるスタートアップの補助事業として、「補助金額が大きく」「同一の登録マンションとして1度だけ」活用できるものです。

これと併せて、上記のとおり区の助成事業は、継続的な補助事業として、「補助金額は小さいが」「継続的に毎年度」活用できるものであります。

Ⅰ 防災区民組織活動奨励金の交付

「防災訓練の実施」「消火用資機材の操法訓練の実施」「防災意識の啓発及び防災知識の普及」といった事業を行うための奨励金を交付している

※年度につき1度の申請

その奨励金の交付額は次の表のとおり。

区分	交付額	
結成時 (結成年度)	25,000円	
結成後 (結成翌年度以降)	500世帯未満	10,000円
	500世帯以上	20円×世帯数

※ただし交付額の総額は、予算の定める額を限度とする

Ⅰ 防災区民組織活動奨励金の交付

実際の活用例

※防災区民組織作成の実績報告から抜粋

- 防災訓練実施に係る費用
 - ➔ 検討会議に係る費用
 - ➔ 訓練参加者用に配布する啓発物品費
 - ➔ 広報ポスターやチラシの印刷費
 - ➔ 訓練で使用する資機材の燃料代
- 防災意識啓発のために配布する啓発物品の購入費用
- 防災資機材の購入費・管理費
- 避難所運営委員会の運営事務費
- 防災マップの修正・作製費
- 防災施設の見学会に係る費用



2 防災資機材の整備の助成

防災資機材の整備に係る助成は大きく3つ（2-1,2は結成時、2-3は毎年度）

2-1

防災区民組織結成時の防災資機材供与

防災区民組織結成時（登録時）に、次の表のとおり
の防災資機材を供与する

品目	数量
大ハンマー（10ポンド）	1
バール（1.2m）	1
剣スコップ	1
油圧ジャッキ（4t）	1
ボルトクリッパー（600mm）	1
ロープ（12mm×20m）	1
片刃のこぎり（270mm）	1
なた（135mm）	1
防水シート（5.4m×3.6m）	1
三角巾（10枚セット）	1

2-2

区民消火隊結成時の消火用資機材一式※ 及び格納庫の供与とその再供与

各防災区民組織が区民消火隊を結成した際に、
次の表のとおり消火用資機材一式及び格納庫を供
与する

また、供与を受けた防災資機材助成対象者が適
正な管理を行ったにもかかわらず、耐用年数（お
おね10年）を経過した供与品の老朽化が著しいと
認めるときは、予算の定める範囲において再供与す
ることができる

品目	数量
消火用資機材一式※	1
消火用資機材用格納庫	1
防火着衣一式	構成員人数分
ヘルメット	構成員人数分

※消火用資機材：可搬式消防ポンプ又はスタンドパイプ

2 防災資機材の整備の助成

2-3 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成

対象となる資機材(次の表)の購入等に係る経費を助成する

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬式消防ポンプ、スタンドパイプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強カライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

なお、助成額の限度額は次のとおり

(1) 結成時(結成年度)

50,000円+結成後の助成限度額

(2) 結成後(結成翌年度以降)

世帯数により、下記の表のとおり

世帯数		助成限度額
200未満		21,500円
200以上	300未満	27,000円
300以上	500未満	32,500円
500以上	600未満	38,000円
600以上	800未満	43,500円
800以上	900未満	49,000円
900以上	1,100未満	54,500円
1,100以上	1,200未満	49,400円
1,200以上	1,400未満	64,900円
1,400以上	1,600未満	75,900円
1,600以上	1,800未満	86,900円
1,800以上	2,000未満	97,900円
2,000以上	2,500未満	108,900円
2,500以上	3,000未満	119,400円
3,000以上	3,500未満	130,400円
3,500以上	4,000未満	141,400円
4,000以上	4,500未満	152,400円
4,500以上		163,400円

2 防災資機材の整備の助成

2 -3 防災資機材の購入及び修繕並びに備蓄物品等の購入経費の助成

実際の購入物品例

※防災区民組織作成の実績報告から抜粋

■ 資機材の購入

- ✓ ライト・ランタン類
- ✓ トランシーバー
- ✓ テント・間仕切り
- ✓ ヘルメット
- ✓ 折り畳み自転車
- ✓ ホース

■ 備蓄品の購入

多数

- ✓ 備蓄食糧・飲料水
- ✓ アルミシート
- ✓ 電池類
- ✓ 簡易トイレ類
- ✓ 衛生用品
- ✓ 給水袋

多数



防災活動の紹介

区では様々な団体が実施する防災訓練の支援を行っている

初期消火訓練

訓練用の水消火器を使用して、消火器の使用方法を学ぶ訓練



地震体験訓練

特別な車両（なまず号）で震度2～7の揺れを体験し、地震から身を守る方法を学ぶ訓練



煙中避難訓練

煙を充満させたテント内で火災の疑似体験を行い、避難行動を学ぶ訓練



防災啓発物品

防災訓練の実施支援では訓練参加者のみなさまの防災意識向上のために「防災啓発物品」も用意しています。内容は、支所ごとに異なりますので、各地域の担当へお問い合わせください。

防災啓発物品の例



非常食（ビスケット）



携帯トイレ



ライト付きペン

おわりに

防災訓練の申込書送付やお問い合わせ先は下記のとおり

担当	所在地	電話番号	ファクシミリ
世田谷総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区世田谷4丁目22番33号 区役所西棟内	03-5432-2831	03-5432-3032
北沢総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区北沢2丁目8番18号 北沢タウンホール内	03-5478-8028	03-5478-8004
玉川総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区等々力3丁目4番1号	03-3702-1603	03-3702-0942
砧総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区成城6丁目2番1号	03-3482-2169	03-3482-1655
烏山総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	世田谷区南烏山6丁目22番14号	03-3326-9249	03-3326-1050

各総合支所管轄（五十音順）

世田谷 池尻1～3丁目、4丁目（1～33番）、上馬、経堂、駒沢1～2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、
下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林

北沢 赤堤、池尻4丁目（33～39番）、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、
松原

玉川 奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、
玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀

砧 宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧、砧公園、成城、祖師谷、千歳台、船橋

烏山 粕谷、上北沢、上祖師谷、北烏山、給田、八幡山、南烏山